

産業廃棄物処分業許可証

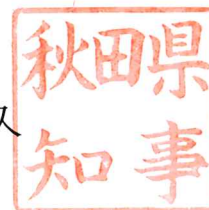
住 所 宮城県仙台市泉区市名坂字御釜田145番地の3

氏 名 株式会社アネスティ

代表取締役 永根 悦郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許 可 の 年 月 日 令和6年11月5日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和11年11月4日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

破砕（移動式）施設による中間処理

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア がれき類 以上1品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 宮城県黒川郡大郷町川内字中別所3（駐機場所）

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年11月5日 新規許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

別記1

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の中間処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
破砕(移動式) (がれき類) (令和6年8月29日 設置) (令和6年8月27日 許可) (許可番号 雄福環-846)	496 t / 日	1	宮城県黒川郡大郷町川内字中別所3 (駐機場所)